

基本事件：令和 年（家 ）第 号 申立事件
申立人（基本事件申立人）
相手方（基本事件相手方）

収入
印紙
500円

秘 匿 決 定 申 立 書

令和 年 月 日

甲府家庭裁判所 御中

申立人（基本事件申立人） 印

上記当事者間の頭書事件につき、申立人は、家事事件手続法38条の2及び民
訴法133条1項に基づき、秘匿決定の申立てをする。

申立ての趣旨

上記当事者間の頭書事件について、申立人の住所を秘匿するとの決定を求める。

申立ての理由

申立人の住所等について、 _____

ため、実際の居住地を知られると社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそ
れがある。

よって、申立人は、家事事件手続法38条の2及び民訴法133条1項に基づ
き、申立ての趣旨記載のとおり、秘匿の決定をされたく、本申立てをする。

疎明資料

- 1
- 2
- 3